

第 155 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成 29 年 7 月 3 日 (月) 10:00~11:45
場 所	環境局研修会館
議 題	(仮称)神戸山田太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価事前配慮書に関する審議 (第 3 回)
出席者 20 名	◇審査会委員：13 名 市川委員，太田委員，岡村委員，沖村委員，加賀委員，川井委員，武田委員 藤川委員，藤原委員，増田委員，宮川委員，山下委員，吉田委員
	◇環境局職員：7 名 斉藤環境保全部長，磯部環境保全指導課長，中村自然環境共生課長 ほか事務局 4 名
公開・ 非公開	非公開

○開会

【議 長】 本日は、先生方にはお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから第 155 回神戸市環境影響評価審査会を開催いたします。

本日は、(仮称)神戸山田太陽光発電所建設事業環境影響評価事前配慮書にかかる審査会意見の取りまとめについて審議することになっております。

また、前回の審査会での決議に基づき、本日は非公開となっております。それでは事務局、よろしく願いいたします。

【自然環境共生課長】 本日は、審査会意見書の取りまとめの審議でございますので、決定に当たって過半数の委員のご出席が必要でございます。委員数 19 名に対して、現在 12 名の先生のご出席をいただいておりますので、定足数を満たしていることをご報告いたします。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。

《提出資料の確認》

【自然環境共生課長】 最初に、前回の審査会でご質問いただきました登山道のつけかえについて事業者を確認しましたので、ご報告させていただきます。

事前配慮書の 66 ページの位置図で、事業実施区域の西端と、自然歩道「太陽と緑の道」が接しています。これにつきまして、登山道のつけかえが必要かどうかというご質問をいただきましたが、事業者を確認した結果、事業者

が立てた複数案である第1案，2案，3案のいずれにおいても，登山道のつけかえは必要ないとのことでした。また，太陽光パネル設置場所の周囲のみをフェンス等で囲うとのことであり，登山道への影響はないとの報告をいただいております。

以上でございます。

- 【議 長】 それでは，意見書の取りまとめを行いたいと思います。  
事務局は意見書（案）の構成及び内容について説明をお願いします。

《事務局より，意見書（案）全体構成について説明，  
I はじめに 読み上げ》

- 【議 長】 ただいまの内容に対して，何かご意見，ご質問がありましたらお願いいたします。ここはよろしいですか。後ほどお気づきの点がありましたら，また指摘をお願いしたいと思います。  
では，引き続き，事務局より説明をお願いいたします。

《事務局より，意見書（案）II 意見  
1 全般的事項 読み上げ》

- 【議 長】 ただいまの内容に対してご意見，ご質問がありましたらお願いします。
- 【委 員】 （1）ウで，太陽光発電設備が放置された場合の話が出ていますが，まずそれ以前に，設備を設置したことによる環境への影響の話があったほうがいいと思います。その話が次の（2）で出てくるのですが，放置された場合の影響以前に，まず設置したことで周辺の環境にどういう影響が及ぶかということの予測が大事だと思います。
- 特に，後の個別的事項で少し出てきますが，前回の審査会で意見が出ていた温度上昇や，大量の降雨があった時の土砂災害の問題などの予測を十分しないといけないと思うので，それを先に述べた後に，放置された場合の問題を書いたほうがいいのではないかと思います。
- また，パネルの設置は，温度の上昇だけではなくて，冬場に冷え込むことで，南側の住居が寒くなるなどの影響も考えられるので，パネルを設置する，あるいは森を切り開くことによって，周辺の気温が上がったり下がったりする，あるいはそれに伴って熱風が発生するといった，幅広い言い方にしたほうがいいのではないかと思います。
- 【事務局】 パネルを設置することによる温度上昇は，後の個別的事項に入れていきます。
- 【委 員】 ただやはり，この施設をつくることによる周辺環境への物理的な環境の変動に対する予測と評価を最初にきちんと把握してもらう必要があると思います。

す。「(1) 事業計画の検討」では、回避については書かれていますが、予測については書かれていません。順番から考えて、予測・評価・回避・低減のほうがいいのではないのでしょうか。

【委員】 (1) アで「自然環境への影響」とありますが、本審査会で、具体的にどのようなものがあるのかをリストアップされたのでしょうか。それとも、事業者任せという考え方でしょうか。

【委員】 前回、事業者から説明があり、それに対して、審査会として他の項目もやらないといけないという話をしたと記憶しています。

【委員】 「自然環境への影響」の具体的な内容を書いているわけではないのですね。

【事務局】 具体的な内容は、後半の個別的事項に記載しております。

【委員】 今のご指摘は、事業計画があつてそれに対して環境影響を評価するのか、環境影響を評価した上で事業計画を立てるのか、どちらが先かということだと思いますが、私は、まず事業計画について意見を言うほうがいいのではないかと思います。

ただ、(1) ウが入る位置に違和感がありますので、(1) ア、イの後に(2) 環境影響評価の実施の方針、(3) 災害時の対策と続けた後、最後に(1) ウで書いている事業終了後の話を書いてはどうかと思います。そうすれば、作業の順番どおりになるのではないのでしょうか。

それ以外の環境影響評価の細かい内容は、個別的事項に書けばいいのではないかと思います。

#### 《委員1名入室》

【委員】 それで異存ありません。理由は、(1) が事業終了後の話も全部書かれていたりして割と細かいことが書いてある割に、(2) が非常にシンプルなためです。(1) をすっきりさせて、(2)、(3) をもう少し具体的に書くほうがよいのではないかと思います。

【自然環境共生課長】 それでは、今(1)、(2)、(3)となっておりますが、「(4) 事業終了後の措置」というような項目をつくり、その中に、事業終了後に放置された場合のことを記載することでよろしいでしょうか。

【委員】 事業者の説明では、この事業を20年間継続するというので、事業途中で撤退するという言葉はなかったかもしれませんが、実際にはそういうことがあり得ると思います。ですから、そういう意味も含めた表現のほうがよい気がします。

【環境保全部長】 「設備利用終了後」という表現はどうでしょうか。

【委員】 そうですね。あと、(1) アの1、2行目ですが、「緑地の育成区域に指定された区域」というのがわかりにくいと思います。「指定された区域内」とい

う言葉を取ると意味が違ってくるのでしょうか。

【事務局】 なくても意味は通じると思います。

【委員】 それであれば、ないほうが分かりやすいと思います。

【委員】 「(3) 災害時の対策」ですが、これは設備が利用されている場所の災害なのか、残存自然緑地からの災害なのか、その辺は意識されているのでしょうか。個別的事項の「(3) 地盤」でも、「地盤の安定性」という言葉があるので、どういう意図か気になりました。

【事務局】 土地改変が行われた区域を想定しています。

【委員】 土地改変を行わない場所は、事業区域内であっても触れないという形でしょうか。わざわざ「災害時の対策」となっていましたので。残存自然斜面からの災害というものも考えた上での表現なのかということをお聞きしたかったものです。ここは、かなり残存斜面が広いので、何も改変しない斜面からも崩れることが考えられると思うのですが。

【環境保全部長】 残存斜面が崩壊した場合において、そこまで事業者責任を負わせるのが妥当かどうかというところもありますので、今のところは改変部分だけという想定でおります。

ただ、残存部分が土地改変の影響を受けて変化が起きたのであれば、当然、それについても責任を持つということにはなると思います。

【委員】 土地利用面から見ると、土地改変区域の上流域の残存斜面はほとんどなく、西側だけが残存斜面として残っているという状況です。その西側の斜面が仮に崩れて流れてきた場合の対応はどのように考えているのでしょうか。

【環境保全部長】 そこまでは考えていないと理解しております。

【委員】 この場ではそこまでは議論しないということですね。分かりました。

【委員】 1の(1)と(2)を入れ替えて、(2)にもう少し言葉を足したほうがいいのかと思います。(1)アは、緑地条例の区域であることに配慮すること、(1)イは、周辺の住居に配慮することとなっていますが、全般的事項として最初に言うべきことは、こういう類の施設を作ることによる周辺への影響をしっかりと予測することではないでしょうか。

そのため、(2)の既存の事例等を活用してしっかりと予測してほしいということを最初に書いたほうがよいのではないかと思います。

【環境保全部長】 今回は、事前配慮書手続の段階であり、事業計画がまだ定まっていない段階における複数の計画案の検討の中で、事業者から今回の事前配慮書が出てきたものです。それに対して、全般的事項として、事業計画の検討に対してご意見申し上げたほうがいいのかということで、まず「事業計画の検討」を、その次に、今後、実施計画書手続に入りますので、「環境影響評価の実施の方針」という形で入れております。

ただ、委員のご指摘も事実でございますので、そのあたりをご議論いただ

きたいと思っております。

【委員】 私は、事業計画があって、それに対して環境影響評価をしているので、この順番のほうの流れとしてはいいと思います。事業計画がないと、それに対してどういう環境影響評価を行うか分かりませんので、最初に事業計画があったほうが流れとしてはいいと思います。

また、神戸市では、今までもこういう書き方をされていたと思いますので、これでいいのではないかと思います。

【委員】 私も、事業計画があって環境影響評価があるほうが自然だと思います。

【委員】 了解しました。

【議長】 そのほかは、よろしいでしょうか。修正の確認は、後でさせていただきます。ほかになれば、続けて、意見書（案）の説明をお願いします。

《事務局より、意見書（案）Ⅱ 意見 2 個別的事項  
（1）大気質 （2）水質 （3）地盤 読み上げ》

【議長】 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

【委員】 「（1）大気質」では、造成工事時点のこのみを書いています。供用後は、植生があるため粉じんは問題にならないと考えてよいでしょうか。

【委員】 供用後は、ほとんど影響はないと思います。車がときどき通るぐらいではないでしょうか。

【委員】 でも、表面は更地なのではないですか。

【委員】 表面の砂がむき出しの状態、風が吹いても粉じんにならないですか。

【委員】 山梨県では、風の影響でパネルが壊れるというような風害の事例も起こっています。風が吹けば、当然砂が舞い上がると思うのですが。

【委員】 事業地が漏斗のような形状になっていて、北風が吹くと風下側に影響が出ることが考えられます。そのため、工事の実施だけではなく、供用後のことも含めておいたほうがよいのではないのでしょうか。普通は、パネルの下までお金をかけないと思いますし、パネルの下は光が当たらず草もあまり生えないと思います。

【委員】 通常こういった造成工事の場合、供用後の粉じんに関しては、環境影響評価項目として選定しません。供用後の状態がよほど粉じんが飛散しやすい場合は別ですが。

【委員】 山あいの斜面なので、通常の土地と違って、北風が強く吹いた時に南側に粉じんが舞い上がりやすいのではないのでしょうか。

【委員】 ある場所では、草が生えすぎて、ヤギに草を取ってもらうことをしているようです。

【委員】 草などの手入れは地元の人にやってもらうそうです。

- 【委員】 「等」を入れてはどうでしょうか。とにかく事業による粉じんの影響に関して、十分考えていただきたいと思います。
- 【委員】 「(2) 水質」で、集中豪雨時のことを書いていただいているのはいいと思います。ただ、こういった造成工事は、開発行為や宅地造成の規制を受けずにできると思いますので、最低限、雨水排水をどのような形で排水するのかという計画がないと、侵食が起きたりする可能性があると思います。
- もう一つ危惧するのは、これは薄層盛土なんですよ。薄層切土で薄層盛土です。薄い盛土は締め固めが困難です。そういう意味では、地盤の安定性というのは非常に重要だと思います。
- 「地盤の安定性及び雨水排水計画」というような文言にして、排水処理もきちんとしてほしいという表現にしてはどうでしょうか。
- 【事務局】 「地盤の安定性に関する調査・予測・評価を実施し、適切な雨水排水計画を定める必要がある。」はどうでしょうか。
- 【委員】 それでも結構です。
- 【事務局】 「薄層」という言葉は、どこかに書いたほうがよろしいでしょうか。
- 【委員】 本当は書いてほしいのですが、実施計画書段階でよいかもかもしれません。
- 【環境保全部長】 例えば「実施するとともに、適切な雨水排水計画を策定する必要がある。」という言い方はどうでしょうか。
- 【委員】 雨水排水計画が地盤の安定に大きく影響を受けるのですが、そういった文言が入ったのでこれでよいと思います。
- 【議長】 ほかにはいかがでしょうか。なければ次の、「植物・動物」に進ませていただきたいと思います。次の項目の説明をお願いします。

《事務局より、意見書(案)Ⅱ意見 2 個別的事項  
(4) 植物・動物 読み上げ》

- 【議長】 ただいまの内容に関しまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- 【委員】 このため池は、シャジクモが生育できそうな可能性のあるため池ですか。
- 【委員】 大きくて深そうな池でしたので、シャジクモが生育できる可能性はありません。
- 【委員】 それであれば、(4)アの4行目にできれば追加してほしいですね。
- 【委員】 前回の審議で、熱風で植生や植物・動物が影響を受けるという話がありましたが、パネルの設置、あるいは森林を切り開くことによる物理化学的な影響というのは、ここより前に書かれていないですよ。後ろを見ても、最後の「その他」のところに少しそういう話が出てくるくらいです。そのため、「個別的事項」のどこかに入れたほうがよいのではないのでしょうか。

- 【環境保全部長】 今、おっしゃっていただいたことに関しては、全般的事項の「(2) 環境影響評価の実施の方針」のところに少し含まれていると考えております。
- 【委員】 前は、パネルの温度が上がってそこを風が通ると熱風が吹く、あるいは冬場にパネルが非常に冷え込むと周辺のある部分だけ気温が下がる、あるいは、今まで木があることで風の局所的な影響が抑えられていたのがひどくなるというような、物理化学的な変化の話があったと思います。
- そういう部分が個別的事項のどこかに盛り込まれていないと、先ほど全般的事項で言ったことが個別的事項につながってこないのではないかと思います。
- 【委員】 「個別的事項」の大気質のところ、気候の変化に伴う予測・評価というのを入れるといいかもしれないですね。
- 【委員】 パネルの話が、「植物・動物」の中で出てくるので、違和感があるのかもしれませんが。
- 事前配慮書の 120 ページに「行為等及び環境要素の関連表」があります。普通はこれに則って項目を選定して、調査や評価をしているわけですが、ここにはない項目は環境要素として特殊なものなので、「その他」で扱うのが普通なのではないでしょうか。「大気質」の中の最後に「その他」として入れても構わないとは思いますが、少し大きな話になってきていますし、「大気質」だけではなく、他の項目にも関係するので、通常の項目に当てはまらない「その他」としてまとめてはどうでしょうか。
- 【委員】 表には「風害」という項目がありますね。
- 【委員】 風害は、普通はビル風の調査をすることが多いですね。
- 【委員】 「(2) 水質」で、「雨水の流出量の変化等」と書いてありますが、土壌侵食量も大分変わるかなと思いました。例えば、ダムを作った後、土壌侵食が減って下流の生態系が変わることがありますが、今回の場合は、その逆の事態が起きないか懸念されます。土壌侵食量とか流出量の話もあっていいのかなと思いました。
- 【委員】 下流側に洪水調節池を作りますので、おそらく急激な流出はないと思います。ただし、洪水調節池の中に土砂がたまることは当然想定されます。その土砂を除去する搬出路がきちんと計画されているかどうかは、実施の段階で分かるかと思います。
- 【自然環境共生課長】 「(4) 植物・動物」のエについて、今のままであれば「太陽光パネルの温度上昇」という表現になっていますが、先ほどのご意見を踏まえると、「太陽光パネルの設置に伴う周辺気温の変動」といった書き方に変えたほうが適切ではないかと思いましたが、いかがでしょうか。
- 【委員】 「気候変化」という表現はどうでしょうか。

- 【環境保全部長】 「周辺の気温変動などの気候変化」ということでどうでしょうか。
- 【委員】 「その他」で人の生活環境に対する影響も指摘するわけですよね。それであれば、「植物・動物」のエは、最後の「その他」にまとめて書いたほうがいいんじゃないかと思うのですが。
- 【自然環境共生課長】 今までの議論を整理させていただきます。「(4) 植物・動物」のウとエを「(7) その他」にまとめるということによろしいでしょうか。
- 【委員】 動植物への影響と人の生活環境への影響は、別にしておいたほうが分かりやすい気がします。
- 【委員】 事前配慮書に対して意見を言うということで考えると、事前配慮書の160ページの「行為等及び環境要素の関連表」に対応して意見を言ったほうが分かりやすくないでしょうか。
- 【委員】 事業者が「その他」の項目で想定しているのはあくまで反射光だけです。それ以外の内容は、どこに入れても同じじゃないかと思えます。  
それに、次の「(5) 景観」のイでも「自然環境の季節的变化」という内容が出てきますし、重要な項目なので、それぞれの項目に入れていくほうがいいのかなという気がします。
- 【環境保全部長】 委員の皆様方にご議論いただいている「温度上昇等」につきましては、それぞれ影響がある項目に入れていただいたほうがいいのかなと思っておりませんが、いかがでしょうか。
- 【議長】 それでは、それぞれの項目のところで記述してもらおうということで、よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。
- 【委員】 外来生物のことでよろしいですか。(4) オの「特定外来生物の侵入拡大」について、「特定」はぜひ外していただきたいと思えます。「特定外来生物」というのは、環境省が生物あるいは住民生活への被害が特に大きいものということでピックアップしたものです。被害が大きい外来生物というのは、「特定外来生物」の何倍も、それも国外だけでなく国内も含めて入ってきます。鹿児島県で外来生物問題を議論しても、向こうで頭を抱えている生物種を挙げていくと、環境省が指定している外来種は1割にも満たない。でも、それらに対する対策をするときの法的根拠は何になるのかというところで頭を抱えています。それぐらい外来種問題というのは「特定外来生物」でおさまるものではないのです。  
事業者は大変だと思えますが、「特定」を外して単純に「外来生物」と書いておいてもらったほうがいいと思えます。  
ちなみに、外来種問題は、事前配慮書の160ページの「行為等及び環境要素の関連表」のどの項目に相当するのでしょうか。
- 【事務局】 「植物・動物・生態系」の三つに含まれると考えています。



- 【委員】 これはどちらかと言うと、守るべきものを挙げてますよね。それに対して、非常時において対処すべきものという観点から外来種問題が出てくると思うので、この枠ではおさまらないような気がするのですが。
- 【環境保全部長】 確かに「植物・動物」は、これまでは希少生物の保護がメインだったわけですが、今は外来生物、特に、例えば緑化をする際に外来種を使用しないなどもチェックしていますので、希少生物の保護だけではなく、外来種の対応も「植物・動物・生態系」の中でとらえるべきものと考えております。
- 【委員】 おっしゃることは分かりますが、外来種問題に対して毎回注意が払われるようにするためには、むしろ独立した1つの項目を立てるべきなのではないかなと思います。ただし、この議論とは直接関係ないかもしれませんので、またご検討ください。
- 【環境保全部長】 今、神戸市では条例を制定しようとしておりますけれども、その中で、緑化に当たっての配慮事項として、アセスの対象事業以外の開発事業についても外来種対策を求めていくことにしておりますので、今おっしゃっていた趣旨は、市の考え方とも一致するものだと考えております。
- 【委員】 「特定外来生物」にしたのは、外来生物にすると対応し切れない可能性があるためですが、神戸市には、確かブラックリストがありましたね。あれは特定外来生物以外の生物も入っていましたね。
- 【自然環境共生課長】 はい。
- 【委員】 むしろ、それに記載されている生物に配慮してもらおうというほうがいいかもしれませんね。
- 【環境保全部長】 確かに、事業者の努力以外のところで入ってしまうというのはありますので、いわゆる緑化とかそういうものに当たって外来種を使わない、そういったような意味ということであれば問題はないのかなと考えております。
- 【委員】 「侵入拡大」と書いてありますが、「事業の実施」と「侵入」とのつながりが適切かどうか、少しひっかかります。
- 【環境保全部長】 例えば、ダンプトラックにオオキンケイギクの種がついて入ってしまった場合に、事後調査で適切に調査をして、そういうものがあれば事業地内で拡大しないように適切に防除するといったイメージを持っておりました。
- 【委員】 「事業地の中への侵入」なのか、「周辺環境への侵入防止」なのか、そこが定義されていないですよ。
- 【委員】 入ってこられてしまったら、その次に、周辺地域への拡大に結びつくと思います。
- 【委員】 侵入・定着した場合の周辺地域への分布の拡大ということが、一言になっているのだと思います。今回の場合は「侵入・定着を防ぐ」とか、そんな言い方のほうがすっきりするかもしれません。

- 【事務局】 「侵入・定着」もしくは「侵入及び周辺地への拡大」はいかがですか。
- 【委員】 そもそも、この事業地に持ち込まなければいいわけですよ。そういうふうに明確に書いたほうが、事業者としてもいいような気がしますよね。
- 【環境保全部長】 「本事業地に外来生物が侵入・定着しないよう、適切な対策を検討する必要があります。」というのはどうでしょうか。
- 【委員】 そうですね。そうであれば明確になると思います。
- 【自然環境共生課長】 「特定外来生物」の「特定」を取るか取らないかについて、例えば、「外来生物」の後ろに括弧書きで「(神戸版ブラックリスト2015に掲載するもの)」という記載で限定すれば、「特定」を取ってもよいでしょうか。
- 【委員】 もう一つ、(4)エのところですが、「気温等の変動」となると、かなり大きな周期変化に見えるので、「気候変化」にしてもらったほうがよいと思います。
- 【事務局】 それでは確認させていただきます。(4)エは、「太陽光パネルの設置に伴う周辺気温等の気候の変化による植物・動物への影響について調査し、評価を実施する必要がある。」、(4)オは、「本事業実施区域内に外来生物(神戸版ブラックリスト2015掲載種)が侵入及び定着しないよう、適切な対策を検討する必要があります。」ということでしょうか。
- 【議長】 よろしいでしょうか。ほかになければ、進ませていただきたいと思います。それでは、(5)以下について説明をお願いいたします。

≪事務局より、意見書(案)Ⅱ意見 2 個別的事項  
(5) 景観 (6) 地球温暖化 読み上げ≫

- 【議長】 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。
- 【委員】 (5)イの最初に「自然環境の」と入っていますが、これは事業実施に伴う自然環境の変化なのではないでしょうか。
- 【委員】 これは、森林が春夏秋冬で落ち葉が落ちたりすると景色が変わるので、四季別に反射光の予測をしてほしいという意味です。「自然環境」と言うと、わかりにくいですよ。
- 【委員】 例えば、地球規模の気候変動も自然環境の気候的变化になるので、例えば伐採によるものなのか、パネルの設置によるものなのか、何か規定しないといけないのではないかと思います。
- 【委員】 一年中同じような景観ではないので、そのあたりに注意してくださいという意味合いだったと思います。
- 【自然環境共生課長】 「四季を通じた景観の評価」という意味合いですよ。

- 【委員】 そうであれば、後に記載されている「太陽光パネル」とは別の観点になるので、別の文章か別の項目にしたほうが良いと思います。
- 【委員】 または「四季別で太陽光パネルの反射光がどういうふうに見えるか」ということでもよいかもしれません。
- 【委員】 そうであれば、「太陽光パネルの反射光による影響を季節的变化も踏まえて調査・予測する」というのはどうでしょうか。
- 【議長】 よろしいでしょうか。それでは、意見書の取りまとめを行いたいと思います。
- 【自然環境共生課長】 これまでの変更部分を読み上げてご説明させていただきます。

#### 《修正内容の確認》

- 【議長】 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- 【委員】 最後の太陽光パネルのところで「周辺」が2回入ってるので、どちらかを削除してもいいかと思います。
- 【委員】 「全般的事項」の「(3) 災害時の対策」で、現状は災害が発生したら早く見つけてくださいと書いてありますが、災害が起こりそうな時点で気づいてほしいので、「早期に予測発見できる」といったことを書けないでしょうか。例えば、池が溢れそうになれば、やっぱりその段階で対策を考えてもらわないといけないと思いますので。
- 【委員】 予測はできないので、「管理をしっかりしてほしい」という意味も含めて「土砂災害等の発生を未然に防止するため、日常時における点検・管理体制の構築を検討する必要がある。」はいかがでしょうか。
- 【議長】 よろしいでしょうか。それでは、この修正内容で後日、事務局で細かい表現等を精査して、環境影響評価審査会の意見書としたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは、これで審査会意見書とさせていただきます。
- 本日の資料の取り扱いについて、事務局より説明をお願いします。
- 【自然環境共生課長】 今回の審議は非公開で行いました。意見書(案)につきましても、神戸市情報公開条例第10条第4号に規定する審議・検討等の情報として、一旦非公開とさせていただき、審議会意見の公表後、公開とさせていただきたいと存じます。
- 【議長】 ただいま事務局から提案があった件について、ご承認をお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、今回の審議資料は、事務局からの提案のとおり、一旦非公開といたします。
- 本日の審議については、これで終了いたします。
- 最後に、今後の予定について事務局から説明をお願いいたします。

【自然環境共生課長】　今回、取りまとめをさせていただきました意見書につきましては、後日、審査会意見として、神戸市長に対して提出していただきたいと存じます。本意見書を受けまして市長意見書を作成し、事業者に送付することといたします。

それから、今年度はさまざまなアセス案件が実施される予定になっております。それに伴い、今後も頻繁に審査会を開くこととなります。先生方におかれましては、ご負担をおかけすることとなりますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

本日はどうもありがとうございました。